

令和7年3月28日  
福祉局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく指定自立支援医療機関に対する行政処分について

東京都は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関に対して、以下の処分を行うことを決定しました。

1 医療機関名称及び所在地等

- (1) 医療機関名称 医療法人社団綾瀬病院
- (2) 医療機関所在地 東京都足立区綾瀬六丁目3番1号
- (3) 開設者 理事長 太田 光世
- (4) 指定年月日 平成19年1月1日

2 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部効力停止（新規患者受入停止6か月）
- (2) 処分年月日 令和7年3月28日
- (3) 処分期間 令和7年4月11日から同年10月10日まで

3 法に基づく指定の一部効力停止事由（関係法令は別紙参照）

- (1) 訪問看護に係る架空請求（法第68条第1項第4号）  
病院内で看護師等が面接した際に、精神科訪問看護・指導を実施したとして指導記録（訪問看護指導報告書）を作成し、精神科訪問看護・指導料を請求していた。
- (2) 再診料に係る架空請求（法第68条第1項第4号）  
患者が精神科作業療法等に参加した際、医師による診察を行っていないにもかかわらず、再診料を請求していた。

4 不正請求（架空請求）額

約410万円

5 改善措置

不正請求額の返還及び不正請求に係る改善状況の確認を行う

（問合せ先）  
福祉局障害者施策推進部精神保健医療課  
電話 03-5320-4464

<根拠法令>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（定義）

第5条（略）

2～23（略）

24 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

25～28（略）

（指定の取消し等）

第68条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る第54条第2項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三（略）

四 自立支援医療機費の請求に関し不正があったとき。

五～六（略）

2 第50条第1項第8号から第12号まで及び第2項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。